

「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン（案）」 のパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、令和5年3月に策定した「千葉市多文化共生推進アクションプラン」について、計画期間の満了に伴い、これを引き継ぐ計画として「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン（案）」を作成しました。

このたび、本案についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

本市では、令和5年3月に「千葉市多文化共生推進アクションプラン」を策定し、多文化共生の各種施策を進めてきました。

令和7年度をもって現行計画が期間満了となることに伴い、在留管理制度の変更等により今後さらなる外国人住民数の増加や在留期間の長期化が見込まれる状況を踏まえ、国籍を問わず全ての市民が、安心・安全に暮らし、それぞれの個性や能力を活かして活躍できる社会の実現を目的とし、本計画を改定します。

2 計画（案）の公表

（1）公表期間

令和8年1月26日（月）～2月25日（水）

（2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧および配布

国際交流課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館

3 意見の募集

（1）募集期間

令和8年1月26日（月）～2月25日（水）

（2）募集方法

「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン（案）に対する意見」と記載の上、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者・氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

（3）提出先

ア 郵送 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所国際交流課

イ FAX 043-245-5155

ウ 電子メール kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 国際交流課（市役所高層棟8階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に国際交流課までご相談ください。

4 市民等への周知

(1) ちば市政だより 12月号掲載にて告知

※本パブリックコメント手続は、令和7年12月から開始する旨、ちば市政だより12月号で周知したところですが、都合により令和8年1月へ延期して実施することになりました。

(2) 市ホームページ 1月26日（月）公開

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和7年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。